

◎岡山県監査公表第三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第十四項の規定により、監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、同項後段の規定により、次のとおり公表する。

令和八年三月二十七日

岡山県監査委員	荒
岡山県監査委員	渡
岡山県監査委員	榎
岡山県監査委員	飛
	島
	辺
	知
	俊
	美
	保
	之
	典
	造

1 知事部局関係

監査実施機関	監査実施年月日
--------	---------

(知事直轄関係)

消防学校	令和7年7月23日
------	-----------

監査結果（指摘事項）

- ① 再度の入札に付し落札者が不在案件について、最初競争入札に付するときに定めた予定価格を変更しているにもかかわらず、競争入札に付さず随意契約により契約を締結したものが認められた。

措置の内容

- ① 以前の競争入札において、地方自治法施行令第167条の2第2項（前項第8号の規定により随意契約による場合は、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。）の確認が不十分であった。

再発防止策として、令和7年7月、会計課作成の会計事務着眼点チェックリストを基に、同施行令の確認を盛り込んだ独自のチェックリストを作成し、契約起案には必ず当該チェックリストを添付することとした。また、職員会議で職員全員に周知し、起案時は厳重に確認することを徹底した。

(総務部関係)

総務部	令和7年10月20日
-----	------------

監査結果（指摘事項）

- ① 県債の借入において、収入伺を作成せずに調定決議書を作成しているものが認められた。

措置の内容

- ① これまでは、総務部財政課が作成した県債の借入に係る伺の決裁を根拠として調定決議書を作成していたが、当該伺は収入を決定するものではないことから、今後は主管課において収入伺を作成のうえ、同伺の決裁を根拠として調定決議書を作成するよう改める。なお、県債に係る調定決議書の作成及び決裁には複数名で関与し、収入伺が決裁済みであることの確認を徹底するよう関係職員に周知した。

(県民生活部関係)

県民生活部	令和7年11月7日																				
<p>監査結果（指摘事項）</p> <p>① 県債の借入において、収入伺を作成せずに調定決議書を作成しているものが認められた。</p>																					
<p>措置の内容</p> <p>① これまでは、総務部財政課が作成した県債の借入に係る伺の決裁を根拠として調定決議書を作成していたが、当該伺は収入を決定するものではないことから、今後は県民生活課において収入伺を作成のうえ、同伺の決裁を根拠として調定決議書を作成するよう改める。なお、県債に係る調定決議書の作成及び決裁には複数名で関与し、収入伺が決裁済みであることの確認を徹底するよう関係職員に周知した。</p>																					
岡南飛行場管理事務所	令和7年7月31日																				
<p>監査結果（指摘事項）</p> <p>① 小型航空機の停留料について、現年の収入率が前年度以下であり、未済額が前年度以上となっており、早期改善が必要である。</p> <p style="padding-left: 20px;">停留料収入未済状況</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">収入未済額（円）</th> <th colspan="2">収入率（％）</th> </tr> <tr> <th>現年</th> <th>過年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和5年度末</td> <td style="text-align: right;">1,898,650</td> <td style="text-align: center;">74.0</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>令和6年度末</td> <td style="text-align: right;">5,705,167</td> <td style="text-align: center;">70.2</td> <td style="text-align: center;">0.0</td> </tr> <tr> <td>比較増減</td> <td style="text-align: right;">3,806,517</td> <td style="text-align: center;">△3.8</td> <td style="text-align: center;">0.0</td> </tr> </tbody> </table>					収入未済額（円）	収入率（％）		現年	過年	令和5年度末	1,898,650	74.0	—	令和6年度末	5,705,167	70.2	0.0	比較増減	3,806,517	△3.8	0.0
	収入未済額（円）	収入率（％）																			
		現年	過年																		
令和5年度末	1,898,650	74.0	—																		
令和6年度末	5,705,167	70.2	0.0																		
比較増減	3,806,517	△3.8	0.0																		
<p>措置の内容</p> <p>① 未納停留料4件のうち、令和5年5月に提訴した事案（160,908円）及び令和6年12月に提訴した事案（3,806,517円）について、令和7年3月までに県の勝訴が確定したことから、弁護士委託を通じて財産調査等を行うなど、相手方財産の特定を進めている。</p> <p style="padding-left: 20px;">令和6年7月に提訴した残る2件の事案（1,737,742円）について、同年11月に県の勝訴が確定したことから、弁護士委託を通じて財産調査等を行ったが、相手方財産の特定には至らなかったため、財産開示手続を進めている。</p> <p style="padding-left: 20px;">いずれの件も、相手方財産の特定ができ次第、債務名義に基づく強制執行を</p>																					

行い未納停留料の回収を行う予定である。

また、これらの事案の再発防止策として、令和6年2月20日付けで岡山県岡南飛行場管理業務処理規程を改正し、新たに停留期間の上限を原則1か月と定めるとともに、停留料等に滞納がある場合には停留期間の更新をしないこととしたところである。

(環境文化部関係)

環境文化部	令和7年10月21日
<p>監査結果（指摘事項）</p> <p>① 県債の借入において、収入伺を作成せずに調定決議書を作成しているものが認められた。</p>	
<p>措置の内容</p> <p>① これまでは、総務部財政課が作成した県債の借入に係る伺の決裁を根拠として調定決議書を作成していたが、当該伺は収入を決定するものではないことから、今後は環境企画課において収入伺を作成のうえ、同伺の決裁を根拠として調定決議書を作成するよう改める。なお、県債に係る調定決議書の作成及び決裁には複数名で関与し、収入伺が決裁済みであることの確認を徹底するよう関係職員に周知した。</p>	

(保健医療部関係)

保健医療部	令和7年11月10日
<p>監査結果（指摘事項）</p> <p>① 県債の借入において、収入伺を作成せずに調定決議書を作成しているものが認められた。</p> <p>② 動物愛護センター照明LED化工事設計委託の支払について、検査調書を作成していなかったものが認められた。</p> <p>③ 新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養施設借上げに係る損害賠償請求訴訟の判決確定に伴い100万円以上の賠償金が支払われたものが認められた。</p>	
<p>措置の内容</p> <p>① これまでは、総務部財政課が作成した県債の借入に係る伺の決裁を根拠</p>	

として調定決議書を作成していたが、当該伺は収入を決定するものではないことから、今後は主管課において収入伺を作成のうえ、同伺の決裁を根拠として調定決議書を作成するよう改める。なお、県債に係る調定決議書の作成及び決裁には複数名で関与し、収入伺が決裁済みであることの確認を徹底するよう関係職員に周知した。

② 検査調書が必要となる班内の事務処理を洗い出し、検査の必要性、調書作成の要否基準等の一般知識について班内で回覧にて周知を行った。
 なお、今回の事例は、通常業務で扱っていない工事関係業務での発生であったことから、再発防止のため、工事関係業務の事務処理を行う際は会計課のチェックリストを活用し、起案に添付することとした。

③ 再発防止のため、施設借上げ契約を締結する際には、十分な交渉期間を確保するとともに、相手方に対して、契約の確約を誤信させることのないよう、交渉に当たっては、相当の注意を払うことについて、課内会議で周知徹底した。

(子ども・福祉部関係)

子ども・福祉部	令和7年11月10日		
監査結果（指摘事項）			
① 県債の借入において、収入伺を作成せずに調定決議書を作成しているものが認められた。			
② 児童扶養手当返納金について、現年及び過年の収入率が前年度以下となっており、早期改善が必要である。			
児童扶養手当返納金収入未済状況			
	収入未済額（円）	収入率（％）	
		現年	過年
令和5年度末	1,809,583	91.2	31.5
令和6年度末	1,227,255	87.2	30.4
比較増減	△582,328	△4.0	△1.1
措置の内容			
① これまでは、総務部財政課が作成した県債の借入に係る伺の決裁を根拠			

として調定決議書を作成していたが、当該伺は収入を決定するものではないことから、今後は福祉企画課において収入伺を作成のうえ、同伺の決裁を根拠として調定決議書を作成するよう改める。なお、県債に係る調定決議書の作成及び決裁には複数名で関与し、収入伺が決裁済みであることの確認を徹底するよう関係職員に周知した。

- ② 債務者に対し、督促状の送付や電話による督促、給与差押えを行ったことから、債務額の一部について償還があった（令和7年8月から11月にかけて6件。令和7年12月末現在110,495円）。今後とも、収入未済額の解消に努めるとともに、所得証明の請求等で債務者の経済状況等を正確に把握して適正な収納管理を行う。

福祉相談センター
（中央児童相談所を含む。）

令和7年9月4日

監査結果（指摘事項）

- ① 児童保護弁償金について、過年の収入率が前年度以下となっており、早期改善が必要である。

児童保護弁償金収入未済状況

	収入未済額（円）	収入率（％）	
		現年	過年
令和5年度末	4,965,370	67.3	5.2
令和6年度末	4,570,610	81.1	1.9
比較増減	△394,760	13.8	△3.3

- ② 収入未済に対する措置として必要な財産調査が行われていないことが認められた。

措置の内容

- ① 児童保護弁償金の未納に対しては、適宜、文書や電話、訪問による督促を行うとともに、滞納状況一覧表に加え、令和5年度に作成した対応マニュアルにより、児童相談所内で情報共有を図っている。

年3回設定している「児童保護弁償金徴収強化月間」では、催告の状況を所内で周知・確認するとともに集中的な取組を行っている。以前は、当該月間における滞納繰越分の収入額が年度の半分を占めるなど成果があったものの、近年は期待した成果が上がらなくなっている。

新規の納入義務者には、児童の施設入所に際して発生する費用とその負

担についてのチラシを作成の上、丁寧に説明するとともに、口座振替による納入を促す等の啓発に取り組んでいる。その結果、口座振替の利用率は令和6年度の30%から、35%とわずかながら上昇した。

また、更なる滞納額の縮減に向け、より実効性のある対応に資するため、現行の対応マニュアルを見直す。

未収分に対する今年度の回収状況（令和7年12月末時点）

・ 児童保護弁償金

過年度分	6件	87,650円
計	6件	87,650円

② 中央児童相談所独自の取組である、「児童保護弁償金徴収強化月間」での成果が上がらなくなってきたことから、滞納処分の一環としての財産調査の実施に向け、令和6年度に多くの事例を持つ倉敷児童相談所に出向き、担当者からノウハウなどに関するヒアリングを行った。

前回実施した財産調査から相当の期間が空いていたことから、令和7年度には、財産調査に必要な金融機関の情報を作成し、定期的に納付のある一部を除いたすべての滞納者を対象にした財産調査を令和8年1月に実施した。財産調査の結果を元に、差押え等の法的手段の検討を行う。

倉敷児童相談所

令和7年8月21日

監査結果（指摘事項）

① 児童保護弁償金について、未済額が前年度以上となっており、早期改善が必要である。

児童保護弁償金収入未済状況

	収入未済額（円）	収入率（％）	
		現年	過年
令和5年度末	7,043,545	79.7	11.4
令和6年度末	7,074,916	83.8	23.8
比較増減	31,371	4.1	12.4

措置の内容

① 児童保護弁償金について、新たな収入未済の発生防止のため、滞納者との面談時などに、納付の確実な履行を求めるとともに、口座振替による期限内納付を積極的に進めた。また、文書催告に加えて、金融機関等を対象とした財産調査を行い、滞納処分の執行について検討するなど、公平かつ適正な執行に努めた。

[令和7年12月末現在の収入額]

・児童保護弁償金

令和6年度未収分のうち令和7年度における収入

	収入件数	収入額	(収入率)
現年度分	37件	517,470円	87.8%
過年度分	107件	1,109,822円	39.5%
計	144件	1,627,292円	

津山児童相談所

令和7年8月6日

監査結果（指摘事項）

- ① 児童保護弁償金について、現年の収入率が前年度以下となっており、早期改善が必要である。

児童保護弁償金収入未済状況

	収入未済額（円）	収入率（%）	
		現年	過年
令和5年度末	7,127,160	68.5	9.6
令和6年度末	6,280,760	60.2	21.7
比較増減	△846,400	△8.3	12.1

措置の内容

- ① 児童保護弁償金については、滞納者に対して、納入計画の履行を守るよう保護弁償金事務担当者と児童福祉司が連携し、文書・電話及び訪問により督促を実施している。滞納者のうち約束の不履行が続く11人に対して、県税における財産調査の手法による金融資産等の調査に向け準備を行っている。

また、時効の援用による債権の消滅を防ぐため、1人の滞納者に対して、債務承認による時効の更新を図った。その結果、93件804,440円の徴収を行った。

なお、新規債務者に対しては、口座振替の利用推進（令和7年度新規口座振替2名）を行うことにより、滞納防止にも取り組んでいる。※数値はいずれも令和7年12月末時点

（産業労働部関係）

産業労働部

令和7年10月31日

監査結果（指摘事項）

- ① 県債の借入において、収入伺を作成せずに調定決議書を作成しているものが認められた。
- ② 指定管理者制度導入施設である岡山セラミックスセンターの職員駐車場について、長年、行政財産使用許可手続を行わず、使用料も徴収していなかったものが認められた。
- ③ 庁用自動車の使用状況（維持・管理）が適正でなく、原因者不明の亡失損傷（1件10万円以上のもの）が生じているものが認められた。

措置の内容

- ① これまでは、総務部財政課が作成した県債の借入に係る伺の決裁を根拠として調定決議書を作成していたが、当該伺は収入を決定するものではないことから、今後は産業企画課において収入伺を作成のうえ、同伺の決裁を根拠として調定決議書を作成するよう改める。なお、県債に係る調定決議書の作成及び決裁には複数名で関与し、収入伺が決裁済みであることの確認を徹底するよう関係職員に周知した。
- ② 本件については事案の把握後、速やかに対応を行い、令和7年4月から使用料の徴収を開始した。行政財産使用許可手続についての理解・確認不足が原因と考えられることから、職場会議において事案を周知し、今後は条例等の内容を十分理解し、該当する事例がないか注意深く確認するよう徹底した。
- ③ 公用車の損傷の把握について、使用者の使用前後の車両確認が不十分で、報告ができていなかったことから、再発防止のため、公用車使用時にはチェックリストにより乗車前後の車両確認を徹底し、何かあればすぐに報告することを職員に周知し、再発防止に取り組んでいる。

(農林水産部関係)

農林水産部	令和7年11月5日
監査結果（指摘事項）	
① 県債の借入において、収入伺を作成せずに調定決議書を作成しているものが認められた。	
措置の内容	
① これまでは、総務部財政課が作成した県債の借入に係る伺の決裁を根拠として調定決議書を作成していたが、当該伺は収入を決定するものではないことか	

<p>ら、今後は主管課の農政企画課において収入伺を作成のうえ、同伺の決裁を根拠として調定決議書を作成するよう改める。なお、県債に係る調定決議書の作成及び決裁には複数名で関与し、収入伺が決裁済みであることの確認を徹底するよう関係職員に周知した。</p>	
農林水産総合センター	令和7年8月29日
<p>監査結果（指摘事項）</p> <p>① 庁用自動車による交通事故での100万円以上の亡失損傷が生じているものが認められた。</p> <p>② 農林漁業生産物売払代金を現金で研究所に保管したままとし、収納出納員による公金領収を約4か月遅延させ、出納員への引継ぎ及び指定金融機関等への払込を遅延させたものが認められた。</p>	
<p>措置の内容</p> <p>① センター所長会議及び安全衛生会議において、各所属に対し、事故の発生状況及び再発防止、使用前後の損傷確認の徹底について注意喚起を行った。 また、事故未然防止に向けた取組として、外部講師を招き、安全運転講習会（座学・実技）を開催した。 令和7年2月から、車両使用前後の点検にチェックシートを導入している。</p> <p>② 再発防止策として、売払いの都度、出納員への引継ぎ及び指定金融機関等への払込期限を担当者と所長による複数名で確認し、岡山県財務規則に定める手続きに従い適正な処理を行った。</p>	

(土木部関係)

土木部	令和7年10月20日							
<p>監査結果（指摘事項）</p> <p>① 県債の借入において、収入伺を作成せずに調定決議書を作成しているものが認められた。</p> <p>② 住宅使用料について、現年の収入率が前年度以下であり、未済額も前年度以上となっており、早期改善が必要である。</p> <p>住宅使用料収入未済状況</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="width: 30%;"></td> <td rowspan="2" style="width: 30%; text-align: center;">収入未済額（円）</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">収入率（％）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">現年</td> <td style="text-align: center;">過年</td> </tr> </table>				収入未済額（円）	収入率（％）		現年	過年
	収入未済額（円）	収入率（％）						
		現年	過年					

令和5年度末	50,149,054	98.3	17.4
令和6年度末	52,609,958	98.0	18.6
比較増減	2,460,904	△0.3	1.2

③ 行政財産である県有地に無許可で電話柱が設置されていたものが認められた。

措置の内容

- ① これまでは、総務部財政課が作成した県債の借入に係る伺の決裁を根拠として調定決議書を作成していたが、当該伺は収入を決定するものではないことから、今後は監理課において収入伺を作成のうえ、伺の決裁を根拠として調定決議書を作成するよう改める。なお、県債に係る調定決議書の作成及び決裁には複数名で関与し、収入伺が決済済みであることの確認を徹底するよう関係職員に周知した。
- ② 指定管理者が配置している専任の収納員による電話での督促や、戸別訪問による徴収などに加え、県職員による督促や、明渡請求訴訟等の提起に取り組んでいる。また、弁護士への委託等により、令和7年12月末現在、5件427,000円を回収しており、今後一層の収入確保に努める。
- ③ 目的外使用許可の更新時に、申請漏れの電話柱がないか相手方に確認させるため、新たに関係書類として現地写真の提出を求めるとともに、通知文において申請漏れがないか改めてチェックするよう注意喚起した。

(出納局関係)

出納局	令和7年10月31日
<p>監査結果（指摘事項）</p> <p>① 庁用自動車の使用状況（維持・管理）が適正でなく、原因者不明の亡失損傷（1件10万円以上のもの）が生じているものが認められた。</p>	
<p>措置の内容</p> <p>① 原因不明による亡失損傷の早期発見を図るため、本庁集中管理車両については、令和6年12月に運用を開始した車両点検チェックシートの活用による運行前後の損傷確認を徹底するとともに、損傷があった場合は、用度課がドライブ</p>	

レコーダーの確認や使用者への聞き取り等を行い、原因究明に努めた。また、出先機関についても、上記チェックシートの活用などによる損傷確認や原因究明の取組を促した。

更に、全庁共通システムの掲示板や研修等で事故防止の啓発を行うとともに、バックモニターの導入を進めるなど、損傷そのものの低減に努めた。

(県民局及び地域事務所)

備前県民局	令和7年10月23日		
監査結果 (指摘事項)			
① 県税 (滞納繰越分) について、収入率が前年度以下であり、未済額も前年度以上となっており、早期改善が必要である。			
県税 (滞納繰越分) 収入未済状況			
	収入未済額 (円)	収入率 (%)	
令和5年度末	522,692,209	48.5	
令和6年度末	569,237,293	45.4	
比較増減	46,545,084	△3.1	
② 税外収入 (県税関係) について、収入率が前年度以下であり、未済額も前年度以上となっており、早期改善が必要である。			
税外収入 (県税関係) 収入未済状況			
	収入未済額 (円)	収入率 (%)	
令和5年度末	37,987,553	67.0	
令和6年度末	51,924,669	64.6	
比較増減	13,937,116	△2.4	
③ 雑入 (生活保護費返還金・徴収金) について、現年の収入率が前年度以下であり、未済額も前年度以上となっており、早期改善が必要である。			
雑入 (生活保護費返還金・徴収金) 収入未済状況			
	収入未済額 (円)	収入率 (%)	
		現年	過年

令和5年度末	3,100,144	81.2	5.9
令和6年度末	3,131,512	65.8	7.6
比較増減	31,368	△15.4	1.7

- ④ 農業改良資金貸付金元金について、過年の収入率が前年度以下となっており、早期改善が必要である。

農業改良資金元金収入未済状況

	収入未済額（円）	収入率（％）	
		現年	過年
令和5年度末	3,595,000	－	22.1
令和6年度末	2,875,000	－	20.0
比較増減	△720,000	－	△2.1

- ⑤ 農業改良資金貸付金違約金について、未済額が前年度以上となっており、早期改善が必要である。

農業改良資金貸付金違約金収入未済状況

	収入未済額（円）	収入率（％）	
		現年	過年
令和5年度末	17,116,403	－	1.5
令和6年度末	19,793,225	0.0	3.5
比較増減	2,676,822	0.0	2.0

措置の内容

- ①② 滞納案件については、預金や生命保険だけでなく、勤務先など幅広い財産調査を行い、財産を発見した場合は、迅速かつ効果的に差押えを行う等、案件の早期解決に取り組んでいる。また、搜索、タイヤロック、給与差押え等の強化月間を設け、大口案件についてはベテラン職員を中心とする大口担当者に案件を引き継いで、集中的に滞納整理を進めるとともに、財産調査により担税力を喪失していると認められる者については、徴収の緩和措置を講じて滞納繰越

額の縮減を行うこととしている。

なお、市町が賦課徴収を行っている個人県民税については、管内市町と県職員が相互に併任するなど連携・協力し、収入未済額の縮減に努めている。

- ③ 滞納者に対して家庭訪問や文書、電話による償還指導等を繰り返し行った結果、令和6年度収入未済額について、令和7年12月現在で、13件221,404円を回収した。

また、新たな滞納の発生を防ぐため、保護開始時に正しい収入を申告するよう強く指導するとともに、定期的な家庭訪問等により生活実態の把握に努めた。

- ④⑤ 令和7年12月末までに、借受者4名から元金570,000円、違約金195,000円が納付されているところである。引き続き、償還計画どおりの返済を促すなど、今後も電話連絡や面談による指導を行い、収入確保に努める。

なお、このうち2名については、交渉等により毎月の償還計画額を増額した。

また、違約金現年度分の収入未済額が増加しているのは、元金完済により確定した違約金を令和6年度に調定した事務処理によるものである。

備中県民局

令和7年10月16日

監査結果（指摘事項）

- ① 税外収入（県税関係）について、収入率が前年度以下であり、未済額も前年度以上となっており、早期改善が必要である。

税外収入（県税関係）収入未済状況

	収入未済額（円）	収入率（％）
令和5年度末	17,233,824	82.7
令和6年度末	17,781,607	78.9
比較増減	547,783	△3.8

- ② 雑入（生活保護費返還金・徴収金）について、過年の収入率が前年度以下であり、未済額も前年度以上となっており、早期改善が必要である。

雑入（生活保護費返還金・徴収金）収入未済状況

	収入未済額（円）	収入率（％）	
		現年	過年
令和5年度末	6,040,358	37.6	6.5

令和6年度末	6,067,864	72.4	1.4
比較増減	27,506	34.8	△5.1

- ③ 母子父子寡婦福祉資金貸付金について、現年及び過年の収入率が前年度以下となっており、早期改善が必要である。

母子父子寡婦福祉資金貸付金収入未済状況

	収入未済額（円）	収入率（％）	
		現年	過年
令和5年度末	3,432,059	94.2	47.2
令和6年度末	3,301,765	93.9	32.7
比較増減	△130,294	△0.3	△14.5

- ④ 農業改良資金貸付金元金について、過年の収入率が前年度以下となっており、早期改善が必要である。

農業改良資金元金収入未済状況

	収入未済額（円）	収入率（％）	
		現年	過年
令和5年度末	4,695,000	－	3.7
令和6年度末	4,545,000	－	3.2
比較増減	△150,000	－	△0.5

- ⑤ 雑入（霞橋側道橋放火に係る原因者負担金）について、100万円以上の収入未済があるものの、収入されていないことから、早期改善が必要である。

雑入（霞橋側道橋放火に係る原因者負担金）収入未済状況

	収入未済額（円）	収入率（％）
令和5年度末	3,567,040	0.0
令和6年度末	3,567,040	0.0

比較増減	0	0.0
------	---	-----

措置の内容

① 未収額の多くを占める延滞金滞納額の縮減に向け、本税徴収時に延滞金も含めて滞納がなくなるよう配慮して滞納整理を行うとともに、滞納となっているものについては、定期的に催告書を送付し、差押可能財産が見つかり次第滞納処分を行うなど、税外収入の収入率向上に努めている。

② 対象者が経済的に困窮している者が多いことを十分考慮し、生活保護受給中の者に対しては毎月の保護費支給時や面接時において計画的な徴収に努めている。

また、生活保護廃止済の者に対しては世帯状況を確認のうえ、返還可能額を協議等により徴収しているところである。

引き続き、文書や訪問による納付指導を行っていくが、誠意が見られない者については、資産の状況等を確認のうえ滞納処分を含めた対応を検討する。また、新たな返還金・徴収金の発生を未然に防ぐため、生活保護受給世帯に対し、収入申告義務に関する繰返しの説明や、課税調査、資産申告書徴収等による世帯状況等の確認を実施している。

(参考)

上記収入未済額に係る令和7年12月末時点収入状況

生活保護費返還金・徴収金

現年度分	1件	18,716円
過年度分	1件	52,000円
計	2件	70,716円

③ 滞納者に対し、電話や文書に加え居宅訪問による償還指導を行っている。特に連絡が取りにくい滞納者へは、電話する時間を工夫したりメールを活用したりするなど接触の機会を増やし、連絡を途切れさせないようにしている。

病気や転職、事故等不測の事態により所得が下がり、それをきっかけに滞納が始まるケースが散見される中、所得調査等により家計状況を確認しつつ、償還方法見直しの相談にあたるなど、償還につながる指導を丁寧に行っている。

また、回収困難な事例に関する専門的知識や助言を得るため、担当者が滞納債権実務研修等へ積極的に参加し対応力向上を図るほか、必要に応じて本庁担当課や嘱託弁護士へ相談を行うなど、引き続き収入未済の削減に努めているところである。

(参考)

上記収入未済額に係る令和7年12月末時点収入状況

母子父子寡婦福祉資金貸付金

現年度分	30件	256,853円
過年度分	56件	648,869円
計	86件	905,722円
(内訳：元利金)		
現年度分	30件	256,853円
過年度分	56件	648,869円
計	86件	905,722円
(内訳：違約金)		
現年度分	0件	0円
過年度分	0件	0円
計	0件	0円

④ 農業改良資金貸付金の滞納事案については、履行延期の特約承認を行っており、償還計画に沿った償還が行われている。令和6年度は一時的に収入率の低下が見られたが、償還計画全体としては確実な履行がなされている。

令和7年1月に専門家（弁護士）相談を行い、同年8月には滞納者との面談を実施した。引き続き、債務者の収入や資産状況を把握しながら、償還計画に沿った償還がなされるよう指導を行い、一層の収入確保に努める。

（参考）

上記収入未済額に係る令和7年12月末時点の収入状況

農業改良資金貸付金元利収入（元金）

過年度分	1件	150,000円
計	1件	150,000円

⑤ 債務者について、財産調査を行うとともに、自宅への訪問、連絡等も行い、弁済能力はないことを確認した。確認した状況から、滞納処分の停止の要件に該当することとなったため、手続きを行い、債務者に通知した。今後も債務者の弁済能力の確認を継続的に行う。

美作県民局

令和7年10月6日

監査結果（指摘事項）

- ① 庁用自動車による交通事故での100万円以上の亡失損傷が生じているものが認められた。
- ② 庁用自動車の使用状況（維持・管理）が適正でなく、原因者不明の亡失損傷（1件10万円以上のもの）が生じているものが認められた。
- ③ 県税（現年課税分）について、収入率が前年度以下であり、未済額も前

年度以上となっており、早期改善が必要である。

県税（現年課税分）収入未済状況

	収入未済額（円）	収入率（％）
令和5年度末	60,428,480	99.63
令和6年度末	64,030,021	99.59
比較増減	3,601,541	△0.04

- ④ 県税（滞納繰越分）について、収入率が前年度以下であり、未済額も前年度以上となっており、早期改善が必要である。

県税（滞納繰越分）収入未済状況

	収入未済額（円）	収入率（％）
令和5年度末	92,386,233	38.6
令和6年度末	94,851,067	28.0
比較増減	2,464,834	△10.6

- ⑤ 税外収入（県税関係）について、収入率が前年度以下となっており、早期改善が必要である。

税外収入（県税関係）収入未済状況

	収入未済額（円）	収入率（％）
令和5年度末	5,308,501	84.3
令和6年度末	3,761,367	81.1
比較増減	△1,547,134	△3.2

- ⑥ 雑入（生活保護費返還金・徴収金）について、過年の収入率が前年度以下であり、未済額も前年度以上となっており、早期改善が必要である。

雑入（生活保護費返還金・徴収金）収入未済状況

	収入未済額（円）	収入率（％）	
		現年	過年
令和5年度末	2,978,746	75.6	12.6

令和6年度末	3,387,848	77.1	8.3
比較増減	409,102	1.5	△4.3

措置の内容

①② 事故後、直ちに職場会議を開催し、事故情報を共有するとともに、未経験の道路を走行する際は、速度を落とし、より慎重に路面の状況を把握するよう、注意喚起を行った。

また、事故の未然防止と再発防止に努めるため、事故防止実地研修に職員を積極的に参加させ、運転に係る知識及び技能等を再認識させたほか、バック時には同乗者が降車し、誘導を行うことを徹底した。

さらに、車両点検チェックシートを利用し、車両使用前後の点検を徹底するとともに、損傷を発見した場合は、速やかに適切な事務処理を行うよう、改めて周知を行った。

③④⑤ 滞納者の財産調査を徹底し、預貯金や給与などの早期に現金化できる債権を中心に差押えを実施するとともに、税額が大きい不動産取得税の課税予告を事前に送付したり、催告書の封筒を赤色にしたりするなど、収入未済額の縮減に努めている。

県税の収入未済総額の約8割を占めている、市町村が賦課徴収する個人県民税については、県民局で徴収強化のための市町村支援を実施している。

また、給与から天引きする特別徴収を徹底する取組を推進し、個人県民税の収入率向上を図っている。

今後、滞納処分さらなる迅速化と市町村との連携強化により税収の確保に努める。

なお、これらの取組により、上記収入未済額（現繰合計）のうち、県税については36,142,126円、税外収入については436,090円が収入に至っている。（令和7年12月末現在）

⑥ 生活保護費返還金・徴収金については、滞納者の大半が生活に困窮しており、訪問や電話連絡等により滞納者の生活状況も確認しながら督促及び返還指導を継続し、徴収に努めている。

その結果、債務額の一部について償還があり、上記収入未済額のうち2名が完済し計5件、91,000円（令和7年12月末現在）を縮減している。

真庭地域事務所

令和7年10月6日

監査結果（指摘事項） ① 雑入（備中川河川区域内からの重機撤去費用）について、100万円以上の収入未済があるものの、収入されていないことから、早期改善が必要である。 雑入（備中川河川区域内からの重機撤去費用）収入未済状況		
	収入未済額（円）	収入率（％）
令和5年度末	1,364,000	0.0
令和6年度末	1,364,000	0.0
比較増減	0	0.0
措置の内容 ① 令和5年10月に以後の法的措置も想定して弁護士に債権整理回収業務を委任し、文書発送や電話、自宅訪問等の取組を行ったが、債務者が話し合いに応じないため、訴訟を提起し、令和7年5月に請求を認める判決が確定した。現在は、財産調査を実施し、差押えに向けた準備を進めている。		
勝英地域事務所	令和7年10月6日	
監査結果（指摘事項） ① 庁用自動車の使用状況（維持・管理）が適正でなく、原因者不明の亡失損傷（1件10万円以上のもの）が生じているものが認められた。		
措置の内容 ① 車両点検チェックシートを用いて、使用前後の点検を実施するよう所属職員に周知し、原因者不明の損傷が発生しないように努めた。また、損傷が発生した場合は、速やかに報告するよう呼びかけた。事故防止策としては、地域事務所における安全運転研修に所属職員が参加し、安全運転意識と技術の向上を図った。		

2 企業局関係

監査実施機関	監査実施年月日
企業局	令和7年7月15日

監査結果（指摘事項）			
① 営業未収金（給水料金）について、過年の金額は減少しているものの、収入率が前年度以下となっており、早期改善が必要である。			
営業未収金（給水料金）収入未済状況			
	収入未済額（円）	収入率（％）	
		現年	過年
令和5年度末	80,671,512	100.0	0.33
令和6年度末	80,421,512	100.0	0.31
比較増減	△250,000	0.0	△0.02
措置の内容			
① 平成29年に、債務者所有の土地及び建物へ抵当権を設定し、累積滞納額を確保したが、新型コロナウイルス感染症の影響等により支払が滞り滞納額が増加したことから、弁護士との協力を得て納付交渉を行うなど債権回収の強化に努めた。			
その結果、令和4年9月に、現年度分の期限内納付及び過年度分の具体的な支払計画を定めた和解が成立し、その後は、支払が履行され、滞納額は減少してきている。			
令和5年9月からの支払額の増額については、債務者から猶予の申出があり、弁護士とも協議の上、他の債権者と歩調を合わせ状況を見守ってきたが、債務者の財務状況等を踏まえ粘り強く交渉を重ねた結果、令和7年9月から増額が行われ、和解に沿った支払が継続されている。引き続き債務者の財務状況等を把握しながら債権管理を適切に行い、滞納額の減少に努めてまいりたい。			
令和7年12月末現在収入状況 500,000円			

3 教育委員会関係

監査実施機関	監査実施年月日
教育庁	令和7年11月5日
監査結果（指摘事項）	
① 県債の借入において、収入伺を作成せずに調定決議書を作成しているものが認められた。	
② 大学奨学金貸付金元利収入について、過年の収入率が前年度以下となってお	

り、早期改善が必要である。

大学奨学金貸付金元利収入未済状況

	収入未済額（円）	収入率（％）	
		現年	過年
令和5年度末	4,087,751	80.9	76.3
令和6年度末	3,314,592	93.5	10.5
比較増減	△773,159	12.6	△65.8

措置の内容

① これまでは、総務部財政課が作成した県債の借入に係る伺の決裁を根拠として調定決議書を作成していたが、当該伺は収入を決定するものではないことから、今後は主管課において収入伺を作成のうえ、同伺の決裁を根拠として調定決議書を作成するよう改める。なお、県債に係る調定決議書の作成及び決裁には複数名で関与し、収入伺が決裁済みであることの確認を徹底するよう関係職員に周知した。

② 滞納者や連帯保証人に対して、文書・電話・訪問による督促を繰り返し行うとともに、連絡が取れない者については、住民票等の公用請求なども行いながら、居住地の特定・生活状況の把握に努めている。経済的理由により長期滞納となっている者に対しては、資力確認を行い、履行延期の特約等により徴収緩和を行っている。

また、繰り返しの督促にも応じない債務者に対しては、法的手続を含めた対応を弁護士に委託し、返還請求に関する訴えの提起を行うなど、債権整理・回収の強化を行っている。

これらの取組により、令和7年12月末現在で、28件315,700円分の納付があった。

岡山朝日高等学校

令和7年7月29日

監査結果（指摘事項）

① 複数の生徒に係る高等学校就学支援金の認定（不認定）結果等が授業料システムに適切に入力できておらず、のべ41か月分の授業料徴収遅延及びのべ16か月分の授業料誤徴収が生じているものが認められた。

② 財務監査に併せて実施した行政監査において、事務職員が、学校徴収金（PTA会費等）12,759,500円を着服していたものが認められた。

措置の内容
<p>① 授業料の収入伺を作成する際は、担当・副担当・班長の3名で就学支援金の認定（不認定）結果と読み合わせを行うこととした。また、授業料徴収事務の進行状況を毎月班長が確認することとした。</p> <p>② 再発防止策として、改めて学校徴収金等取扱マニュアルの収支に係る部分を再確認し、実施不十分であった点、新たに改正された点について業務方法の見直しを行い、マニュアルに沿った実務を実践した。</p> <p>具体的には、払出票押印時に、支出調書と払出票の金額の確認を徹底するとともに、月締め処理の際には、従来の収支調書と出納簿との突合と通帳残高の確認に加え、当該月の1件毎の通帳の収支を確認し、出納簿とも突合することにより、適正な会計の確認を行った。さらに、最も被害額の多かった学校代表口座については、収支調書、出納簿、通帳確認による管理が機能していなかったことから、今回のマニュアルの改正に合わせ、他の口座と同様の月締めチェックによる確認管理を行った。</p> <p>また、出納責任者のみで行っていた書類確認の現状を正し、班長を含む複数人での証拠書類のチェック体制を構築するとともに、新たにインターネットバンキングを導入し、口座振替件数を増やし、極力、現金収受を減らしている。</p>

4 公安委員会関係

監査実施機関	監査実施年月日														
警察本部	令和7年11月7日														
監査結果（指摘事項）															
<p>① 県債の借入において、収入伺を作成せずに調定決議書を作成しているものが認められた。</p> <p>② 放置違反金等について、過年の収入率が前年度以下であり、未済額も前年度以上となっており、早期改善が必要である。</p> <p>放置違反金等収入未済状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">収入未済額（円）</th> <th colspan="2">収入率（％）</th> </tr> <tr> <th>現年</th> <th>過年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和5年度末</td> <td>1,122,200</td> <td>97.9</td> <td>74.5</td> </tr> <tr> <td>令和6年度末</td> <td>1,197,500</td> <td>98.1</td> <td>73.4</td> </tr> </tbody> </table>			収入未済額（円）	収入率（％）		現年	過年	令和5年度末	1,122,200	97.9	74.5	令和6年度末	1,197,500	98.1	73.4
	収入未済額（円）			収入率（％）											
		現年	過年												
令和5年度末	1,122,200	97.9	74.5												
令和6年度末	1,197,500	98.1	73.4												

比較増減	75,300	0.2	△1.1
------	--------	-----	------

- ③ 警察車両の使用状況（維持・管理）が適正でなく、原因者不明の亡失損傷（1件10万円以上のもの）が生じているものが認められた。

措置の内容

- ① これまでは、総務部財政課が作成した県債の借入に係る伺の決裁を根拠として調定決議書を作成していたが、当該伺は収入を決定するものではないことから、今後は警務部会計課において収入伺を作成のうえ、伺の決裁を根拠として調定決議書を作成するよう改める。なお、県債に係る調定決議書の作成及び決裁には複数名で関与し、収入伺が決裁済みであることの確認を徹底するよう関係職員に周知した。

- ② 毎週木曜日、毎月26,27日を徴収強化日として、滞納者の自宅や勤務先を訪問して面会し、放置違反金の徴収及び早期納付を促すとともに、年に2回実施した徴収強化期間（合計30日）においては、交通指導課全体で体制を確立して、朝夕の時間帯にシフトして訪問活動を実施するとともに、県外滞納者の自宅や勤務先を訪問した。

また、任意納付に応じない滞納者に対しては、銀行や社会保険事務所等に照会を実施し、預貯金口座を判明させて差押えを実施するとともに、長期収入未済の原因となっている、連絡不能状態の滞納者については、SNS情報の検索や全国に捜査手配を実施するなどして所在調査を徹底した。

これらの継続的な取組の結果、時効による不納欠損の発生を抑止するとともに、令和7年12月末現在、上記収入未済額のうち、延滞金は未徴収であったが、放置違反金については現年度分を5件75,000円に、過年度分を9件138,000円に圧縮させた。

今後も、現在までの取組を継続して実施していくほか、登記情報のオンライン照会が可能となる登記情報連携システムを導入するなどして照会業務のデジタル化を図り、更なる収入未済の圧縮に努めていく。

- ③ 各所属を巡回して車両の管理状況等を確認するとともに、物品管理の重要性や、亡失損傷による財政や業務への影響についての教養を実施している。

また、岡山県警察車両管理規程に基づく運行開始前点検の徹底や愛車精神の涵養について指導し、不具合箇所や異常の早期発見を図るとともに、異常を発見した際にはドライブレコーダーや監視カメラ等の精査による発生原因の調査を実施し、原因究明に努めている。